

指宿市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 指宿市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号，国空環第103号。以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成，実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき，市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した持続可能な輸送サービスの実現に必要な事項（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- (3) 前2号以外の事項であって，地域の交通の確保，維持又は改善のために協議が必要なその他の事項

(協議事項)

第2条 協議会は，次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること。（自家用有償旅客運送をはじめとする自家用自動車の使用関係を含む。）
- (5) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送及び同条第2号に規定する福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(6) 協議会の予算及び決算に関すること。

(7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、指宿市運賃協議会設置要綱に基づき指宿市運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者

(5) 一般旅客定期航路事業者の代表者又はその指名する者

(6) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者

(7) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者

(8) 市民又は利用者の代表

(9) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者

(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

(11) 指宿警察署長又はその指名する者

(12) 道路管理者又はその指名する者

(13) 港湾管理者又はその指名する者

(14) 鹿児島県知事又はその指名する者

(15) 指宿市内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）の運送団体

(16) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者

2 協議会は、前項の委員以外の者または団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号の定めるところによる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によりこれを選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

8 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を指宿市産業振興部商工水産課に置く。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(会議の特例)

第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会等)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域での取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会の分科会等を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会等において、第2条各号に掲げる事項に関する調査、検討が行われた場合には、協議会における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財政に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第13条 会議，分科会等に出席した者は，別表に掲げる報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし，これに代わる対価を別に得ている者は，この限りでない。

（協議会が解散した場合の措置）

第14条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

（その他）

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は，会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は，令和4年11月15日から施行する。
- 2 協議会は，指宿市地域公共交通会議設置要綱（平成31年指宿市告示第2号）に規定する指宿市地域公共交通会議の権能及び事業を承継する。
- 3 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は，第4条の第1項の規定にかかわらず，令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は，令和6年6月24日から施行する。

別表（第13条関係）

委員の区分	報酬
学識経験者	日額20,000円
その他	日額3,000円